

## 選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

令和 5 年 4 月 2 3 日 執行

選挙

候補者 \_\_\_\_\_

### 記

ポスター作成業者の住所及び氏名 (法人にあつては所在地、名称 及び代表者の氏名)	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる 区域）におけるポスター掲示場数	箇所

### 備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が坂祝町に支払を請求するときは、この証明書と選挙運動用ポスター作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、坂祝町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数  
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数
  - 限度額  
単価×確認された作成枚数＝限度額  
単 価＝ $\frac{541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}}$   
単価に 1 円未満の端数がある場合には、その端数を 1 円とする。